調 査 報 告 書

委員会名	総務常任委員会
派遣委員	９名
調査目的	総務常任委員会所管事務調査のため
行先及び 調査事項	一般社団法人若者議会連盟（愛知県新城市）：若者議会について 兵庫県西宮市（西宮市情報センター）：被災者支援システムの活用について
日　　程	令和元年10月24日（木）～25日（金）
報告事項	別紙のとおり

◇ 報 告 事 項

○ 一 般 社 団 法 人 若 者 議 会 連 盟 （ 愛 知 県 新 城 市 ）

若者議会について

1　説明概要

⑴　若者政策が生まれた経緯

新城市内には大学がなく，多くの大学進学者は市外に出てしまい，戻ってこないという現状があった。

当時の時代背景として，消滅可能性都市（2040年までに20～39歳の助成人口が５割以下に減少する市区町村）に，愛知県下で唯一，市として選定されたことを，多くの市民が不安に感じており，また，有権者人口における若者（20～29歳）の人口割合が11％と低く，若者に不利な政策になりやすい（シルバーデモクラシー），若者の声が市政に反映されないという意見があった。

平成25年，当時３期目の市長が，マニフェストに若者が活躍するまちを目指すと掲げる。

⑵　若者政策ワーキングについて

平成26年，行政主導で若者政策ワーキングを立ち上げる。メンバーは，高校生，大学生，市職員など合計19名。期間は１年で，「若者の意見を市政に届ける」をテーマに掲げてスタートする。

市内をめぐり新城市を知ることから始め，市の現状を学び，市民まちづくり集会での意見交換や，他のまちの取り組み視察など活動をしながら，話し合いを重ねるなかで，委員の一人が若者議会を提案。その実現に向かって動き始める。３月に若者主催で，若者議会キックオフシンポジウムを開催し，１年の活動を終える。

⑶　若者議会について

市長が変わっても若者議会が続くように「新城市若者条例，新城市若者議会条例」（平成26年12月議会で議決。平成27年４月１日施行）を定め，若者が活躍できるまちにするという大きな共通目標のもとに第１期若者議会が始動。現在は，第５期のメンバーが活動中。

若者議会は政策を作る若者集団で，予算提案権 1,000 万円が確保されているのが特徴。

第１期の委員構成は，委員20名，指導・助言を行うサポート役のメンター市民５名，メンター職員12名。

第２期からは，市外の目線を新城市のまちづくりに生かしてもらおうと，市外委員として５名程度が加わる。

委員の任期は１年。報酬は，１回につき 3,000 円で月２回まで（平成30年度）。資格は，市内在住，在学，在勤のいずれかで，おおむね16歳から29歳まで。

第１期若者議会からは，いきいき健康づくり事業，図書館リノベーション事業など６つの事業が提案され，平成28年度に健康教室の実施など市の事業として実際に動き出す。

若者議会スケジュール

３～４月	委員募集，準備会
５～７月	議場での所信表明，政策検討（テーマを絞り，分科会に分かれて検討）
８月	中間発表（自分たちの政策案を翌年担当しそうな課に対して報告）
９～10月	政策再検討，地域交流会（地域住民への説明，意見交換）
11月	市長答申→市で検討され，事業予算案として市議会に上程
↓	市議会議員への説明会

３月　　市議会→承認されれば，翌年度に市の事業として実施される。

２　質疑応答

Ｑ　１年の任期を終えた委員は，その後どのように関わっているか。

Ａ　任期は１年であるが，再任は妨げないとしているため，引き続き委員に応募する者，メンター市民として関わる者も数人いる。前期提案メンバーが引き続き関わることは，翌年予算化されて実行していく中で，進行を手助けする役割も担うことができる。

ただ，就職や進学で新城市を離れるために足が遠のく者も多く，年に２回卒業生が集り，情報交換する機会を設けている。

Ｑ　既に 1,000 万円の予算の枠取りができていることについて，議会や市民からの反対意見はないか。

Ａ　議会，市民ともに反対意見は出ていない。

新城市では市内を10地区に分けて，それぞれ約 1,000 万円の予算の使い道を地域住民が考える地域自治区制度があったことから，若者が 1,000 万円の使い道を考えることも受け入れられやすかったと考えられる。

Ｑ　予算の執行状況はどうか。

Ａ　初年度はハード事業が多く，断念する事業もあったが，年々ソフト事業が多くなり，執行額は減少してきている。

執行率よりも，効果的な事業であることを重要視している。

３　委員の意見

・　若者を取り込んだ政策づくりの取り組みであり、高知市には，高知市まちづくりファンドやこうちこどもファンドがあるが，これらの制度を今以上に若者に周知していく必要がある。

・　若者議会は，議員が通年でチームを組んで政策を練り上げ，また，予算をつけることで，若者の自由な発想を後押しし，実現させており，将来の人材育成の場となる素晴らしい取り組みである。

・　高知市には類似事業として，こうち志議会やこうちこどもファンドがあり，今後，広く若者の声を集め，それを具体化に持っていくには，参加者に対してフォローを行うための市職員等の人的体制が必要である。

○ 兵 庫 県 西 宮 市（西 宮 市 情 報 セ ン タ ー）

被災者支援システムの活用について

1　視察内容

⑴　被災者支援システムの概要について

西宮市では，職員自前主義のシステム開発を行っており，住民基本台帳の宛名を統合データベースとして，すべての業務に連動させる一気通貫方式（串刺し方式）を40年以上前に構築。

1995年に発生した阪神・淡路大震災により西宮市庁舎は大きな被害を受けたが，職員自らが被災者を支援するシステムを構築。被災者支援，復旧・復興支援業務の効率化及び省力化はもとより，正確性，迅速性とともに公平性に絶大な力を発揮。汎用化Ｗｅｂシステムとして進化，リニューアルして，地方公共団体に無償で公開，提供されている。

風水害等の災害に対して支援の申し出を行い，現在 1,000 近くの自治体で導入が進んでいる。

導入自治体の中には，被災者支援業務だけでなく，定額給付金，こども手当や臨時福祉給付金でも利活用しているところもある。

システムの導入や問い合わせについては，被災者支援システム全国サポートセンターが行っている。（運営主体は西宮市情報センター）

被災者支援システムは，基礎自治体からの要望を踏まえて随時システム改修を行っており，東日本大震災対応以降，被災状況予測分析（シミュレーション）機能や個人番号制度への完全対応，また，最新の被災地対応から，災害援護貸付金業務管理システムの追加やコンビニ交付とのセット導入実証実験を高知県下で開始する。

⑵　危機管理下における情報システムの活用例

情報システムを駆使した被災者支援を中核とする災害業務支援システムの構築が，被災者支援に絶大な効果を発揮することとなり，危機管理において情報システムを利用することが絶対不可欠であると再認識。

○　地域・安心ネットワークシステム

多くのデータを持っていながら福祉，消防，防災の業務が縦割りであり，多くの災害弱者が被害を受けたことから，民生委員同伴で 100 %の本人同意をとり，交通事故や火災などの緊急時，風水害や震災などの災害時に，災害弱者のあらゆる情報を関係部署が共有し，迅速な救援活動を図ることを目的とした災害弱者支援システムを2000年に開発し，翌年，地域・安心ネットワークシステムとして実運用。

○　福祉Ｃ／Ｓ（コミュニケーションサーバ）を抱合した避難行動要支援者管理システムと，被災者支援システムとの連携連動による危機管理対応

福祉情報（高齢，障害，要介護者，妊産婦等）を１本化して避難行動要支援者に活用。

・　被災予測で活用

被災者支援システムと連携することで，ＧＩＳを使った被災予測（被災エリアを指定してエリア内の住民を一気に把握する）に，名前だけでなく，どんな人なのかという情報を付与して支援の度合いを可視化（スコアリング）することで，支援する必要がある人をシミュレーションの段階で把握できる。

・　避難所で活用

避難者データと福祉情報が連携することで，身体内部の障害や精神疾患など，外からでは見えない支援ニーズや必要な配慮を的確に把握することができる。

⑶　自治体総合防災情報システム導入の実態とこれからの危機管理対応（被災者支援業務）

民間独自の総合防災情報システムは，組織の縦割りにより全く連携せず，「災害情報収集管理システム」に過ぎない。「命を守る」という大事な部分が欠如。

自治体職員として，日頃から住民のための事前の的確な災害予測分析による最善の対策準備が必須。危機管理下における情報システムの重要性及び有用性を十分認識し，全庁一丸の正しい総合防災情報システムを住民のために備えること。

2　委員の意見

・　被災者支援システムの中にある，台風等の風水害における被害予測ができる被災予測システムの利用方法を学び，高知市においても，このシステムを使用することにより，的確な避難勧告・避難指示を発令するようにすべきである。

・　高知市が持つ住基情報をもっと有効に活用し，災害時に即応可能なシステムの改善につなげるべきである。